

千葉県報

号外
令和7年3月7日

号外第20号

主
要
目
次

- 千葉県議会情報公開条例及び千葉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

条
例

千葉県議会情報公開条例及び千葉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月七日

千葉県知事 熊谷俊人

千葉県条例第二十二号

千葉県議会情報公開条例及び千葉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

(千葉県議会情報公開条例の一部改正)

第一条 千葉県議会情報公開条例（平成十三年千葉県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第三十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(千葉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第二条 千葉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和五年千葉県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第十項中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

第十二条第五項の表第三十八条第一項第一号の項下欄中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

第五十三条、第五十四条及び第五十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)
1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。ただし、第二条中千葉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第二条第十項及び第十二条第五項の表の改正規定は、同年四月一日から施行する。

(経過措置)
2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

購読料

本号

一部

六円

発行

購読申込先

千葉市中央区市場町一番一号

○四三(二二三)二六五八
千葉県